

議案第 58 号

総社市出張所条例の一部改正について

総社市出張所条例（平成 17 年総社市条例第 7 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

総社市山手出張所の移転に伴い、出張所の位置に変更が生じるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市出張所条例の一部を改正する条例

総社市出張所条例（平成 1 7 年総社市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第 2 条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第 2 条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所管区域	名 称	位 置	所管区域
総社市山手出張所	総社市 <u>岡谷151番地1</u>	西郡，地頭片山，岡谷，西坂台，宿	総社市山手出張所	総社市 <u>地頭片山17番地1</u>	西郡，地頭片山，岡谷，西坂台，宿
略			略		

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。